

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

根拠法令及び条項	介護保険法第51条の2第1項	
審査基準	関係条項	介護保険法施行令第22条の3
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。</p> <p>2 法第51条の2第1項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(2) 船員保険法第31条の6第1項に規定する一部負担金等ノ額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p style="text-align: center;">(裏面1へ)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※ ) 平成 年 月 日変更(※ )
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※ ) 平成 年 月 日変更(※ )

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面1)

審査基準	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第62条の2第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額（私立学校教職員共済法第25条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第84条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。）</p> <p>3 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から70歳以上医療合算支給総額（次項の70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項の70歳以上医療合算算定基準額を控除した額（当該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に第1号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率（同号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定に係る同項の70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する70歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する70歳以上医療合算按分率を乗じて得た額（以下この項において「70歳以上世帯支給額」という。）を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者医療合算按分率（第1号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合算介護サービス費を控除した額を、同号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額の合算額から70歳以上世帯支給額を控除した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第1号から第6号までに掲げる額を合算した額又は第7号に掲げる額が零であるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(裏面2へ)</p>
------	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面 2)

審査基準	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合 はその理由)</p>	<p>(1) 前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 (以下この条及び第 29 条の 3 第 3 項において「計算期間」という。)において、当該市町村の行う介護保険の被保険者 (計算期間の末日 (以下この条において「基準日」という。)において被保険者である者に限る。以下この条において「基準日被保険者」という。)が受けた居宅サービス等に係る前条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合算額 (同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)</p> <p>(2) 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる額の合算額 (第 29 条の 2 第 2 項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)</p> <p>(3) 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる額の合算額 (同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合又は第 29 条の 2 第 2 項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、これらの支給額の合計額を控除した額とする。)</p> <p>(4) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等に係る第 1 号に規定する合算額</p> <p>(5) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた介護予防サービス等に係る第 2 号に規定する合算額</p> <p>(6) 計算期間において、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第 3 号に規定する合算額</p> <p>(7) 次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額</p> <p>イ 基準日において健康保険法の規定による被保険者 (同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。第 4 項において「健康保険被保険者」という。)又はその被扶養者 (健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「健康保険被扶養者」という。)である者 健康保険法施行令 (大正 15 年勅令第 243 号) 第 43 条の 2 第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる額の合算額</p> <p style="text-align: right;">(裏面 3 へ)</p>
------	--	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>ロ 基準日において日雇特例被保険者（健康保険法施行令第43条の2第1項第5号に規定する日雇特例被保険者をいう。第4項において同じ。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「日雇特例被扶養者」という。）である者 健康保険法施行令第44条第2項において準用する同令第43条の2第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる額の合算額</p> <p>ハ 基準日において船員保険法の規定による被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第4項において「船員保険被保険者」という。）又はその被扶養者（船員保険法の規定による被扶養者をいう。同項において「船員保険被扶養者」という。）である者 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第11条の2第1項第1号から第3号までに掲げる額の合算額</p> <p>ニ 基準日において国民健康保険法の規定による被保険者（以下この条において「国民健康保険被保険者」という。）である者（基準日において同法第6条各号（第9号及び第10号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該基準日の翌日から国民健康保険被保険者の資格を喪失することとなる者を除く。以下この条において同じ。） 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p> <p>ホ 基準日において国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の3第1項に規定する自衛官等（以下この条において「自衛官等」という。）を除く。第4項において「国共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいい、自衛官等の被扶養者を含む。同項において「国共済被扶養者」という。）である者 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の6の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p> <p>ヘ 基準日において自衛官等である者 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6の4第1項第1号から第3号までに掲げる額の合算額</p> <p>ト 基準日において地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員（第4項において「地共済組合員」という。）又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいう。同項において「地共済被扶養者」という。）である者 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第23条の3の6第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p>
------	---------------------	---

(裏面4へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面4)

審査基準	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>チ 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（第4項において「私学共済加入者」という。）又はその被扶養者（同法第25条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。）である者 私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第6条において準用する国家公務員共済組合法施行令第11条の3の6の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額</p> <p>リ 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者（以下この条において「後期高齢者医療の被保険者」という。）である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第16条の2第1項第1号から第3号までに掲げる額の合算額</p> <p>4 前項各号に掲げる額のうち、70歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等又は同項第7号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養（以下この項において「70歳以上合算対象サービス」という。）に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額（以下この項において「70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」という。）が70歳以上医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から70歳以上医療合算算定基準額を控除した額に70歳以上医療合算按分率（70歳以上合算対象サービスに係る前項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額を、70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に70歳以上被保険者医療合算按分率（70歳以上合算対象サービスに係る同項第1号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、70歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第2号、第4号及び第5号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に支給する。ただし、70歳以上合算対象サービスに係る同項第1号から第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は70歳以上合算対象サービスに係る同項第7号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(裏面5へ)</p>
------	---	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面5)

審査基準	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>5 第2項の基準日被保険者の合算対象者は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等（健康保険被保険者、日雇特例被保険者、船員保険被保険者、国共済組合員、自衛官等、地共済組合員又は私学共済加入者をいう。以下この条において同じ。）である者 基準日においてその被扶養者（健康保険被扶養者、日雇特例被扶養者、船員保険被扶養者、国共済被扶養者、地共済被扶養者又は私学共済被扶養者をいう。以下この条において同じ。）である者</p> <p>(2) 基準日において被扶養者である者 基準日において当該者がその被扶養者である被用者保険被保険者等である者又は基準日において当該被用者保険被保険者等の被扶養者である当該者以外の者</p> <p>(3) 基準日において国民健康保険被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の国民健康保険被保険者である者</p> <p>(4) 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 基準日において当該者と同一の世帯に属する当該者以外の後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、当該計算期間において当該市町村が行う介護保険の被保険者であった者（基準日において当該市町村が行う介護保険の被保険者である者を除く。）に対する高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。</p> <p>7 第2項（前項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる者以外の者 67万円</p> <p>ロ 基準日の属する月の標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が53万円以上の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 126万円</p> <p>ハ 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項において同じ。）である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 34万円</p> <p style="text-align: right;">(裏面6へ)</p>
------	---	--

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面6)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(2) 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる場合以外の場合 67万円</p> <p>ロ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年(第9項の規定により8月1日から12月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前年)の国民健康保険法施行令第29条の4の3第1項第2号の基準所得額を合算した額が600万円を超える場合 126万円</p> <p>ハ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、</p> <p>(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度(第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除される場合(これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。次項において「市町村民税国保世帯非課税の場合」という。) 34万円</p> <p>(1) 当該国民健康保険被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者</p> <p>(2) 当該国民健康保険被保険者が組合の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該者の属する世帯に属する当該組合の組合員及びその世帯に属する当該組合の行う国民健康保険の被保険者である者</p> <p>(3) 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ ロからニに掲げる者以外の者 56万円</p> <p>ロ 基準日において療養の給付(高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付をいう。)を受けることとした場合に同法第67条第1項第2号の規定が適用される者 67万円</p> <p>ハ 市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の3第1項第3号の市町村民税世帯非課税者をいう。)(ニに掲げる者を除く。) 31万円</p> <p style="text-align: center;">(裏面7へ)</p>
------	---------------------	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面 8)

審査基準	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合 はその理由)</p>	<p>ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第 9 項の規定により前年 8 月 1 日から 3 月 31 日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第 1 号 2 及び第 2 号ニにおいて同じ。）に係る各種所得の金額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 15 条第 1 項第 4 号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。）及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同令第 7 条第 1 項に規定する「他の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。）がない者 19 万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31 万円とする。）</p> <p>8 第 3 項（第 5 項において準用する場合を含む。）の 70 歳以上医療合算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ ロからニまでに掲げる者以外の者 62 万円</p> <p>ロ 基準日において療養の給付（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（私立学校教職員共済法第 25 条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。）を受けるとした場合に、健康保険法第 74 条第 1 項第 3 号、船員保険法第 28 条の 3 第 1 項第 3 号、国家公務員共済組合法第 55 条第 2 項第 3 号（私立学校教職員共済法第 25 条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第 57 条第 2 項第 3 号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 67 万円</p> <p>ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロ又はニに掲げる者を除く。） 31 万円</p> <p>ニ 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度（第 9 項の規定により前年 8 月 1 日から 3 月 31 日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ロに掲げる者を除く。） 19 万円（計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31 万円とする。）</p> <p style="text-align: right;">(裏面 9 へ)</p>
------	--	--



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No. 177
---------	------------------	---------

(裏面9)

審査基準	<p style="text-align: center;">基準 (未設定の場合 はその理由)</p>	<p>(2) 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからニまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ ロからニに掲げる場合以外の場合 62万円</p> <p>ロ 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付（国民健康保険法による療養の給付をいう。）を受けることとした場合において、同法第42条第1項第4号の規定が適用される者であるとき。 67万円</p> <p>ハ 市町村民税国保世帯非課税の場合（ニに掲げる場合を除く。） 31万円</p> <p>ニ 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第2号ハ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度（第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 19万円（計算期間において、当該基準日被保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。）</p> <p>(3) 基準日において後期高齢者医療の被保険者である者 前項第3号に定める額</p> <p>9 要介護被保険者が計算期間における同一の月において居宅要支援被保険者としての期間を有する場合における第2項から第4項まで（これらの規定を第5項において準用する場合を含む。）及び第5項から前項までの規定の適用については、前条第10項の規定を準用する。</p> <p>10 被保険者が計算期間において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなった日以後の計算期間において新たに医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額医療合算介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、この条の規定を適用する。</p>
------	--	---